



三次市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月
(令和 4 年 7 月改訂)
三 次 市

目 次

第1章 はじめに

1-1	はじめに	1
1-2	位置づけ	2
1-3	対象範囲	2

第2章 公共施設等の現況

2-1	人口の現況と将来展望	3
2-2	公共施設等の現況	4
2-3	維持管理等の経費と財政の見通し	10

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1	計画期間	14
3-2	現状や課題に関する基本認識	14
3-3	公共施設等に関するこれまでの経過	16
3-4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4-1	市民文化系施設	23
4-2	社会教育系施設	24
4-3	スポーツ・レクリエーション系施設	25
4-4	産業系施設	26
4-5	学校教育系施設	27
4-6	子育て支援施設	28
4-7	保健・福祉施設	29
4-8	医療施設	30
4-9	行政系施設	31
4-10	市営住宅	32
4-11	供給処理施設	33
4-12	その他の施設	34
4-13	インフラ系施設	35

第5章 計画の推進に向けて

5-1	情報の管理・共有の方策と取組体制	38
5-2	計画のフォローアップ	39
5-3	計画のロードマップ	40

第1章 はじめに

1-1 はじめに

全国的な傾向として、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等*は、老朽化や耐震性不足に伴う改修・長寿命化*・更新*という大きな変革時期を迎えています。また、人口減少や少子高齢化の進行、そして市町村合併など社会構造の変化に伴い、行政サービスのニーズや公共施設等に求められる役割も大きく変化しています。

本市は、平成16年4月1日に1市4町3村が合併し、それぞれの市町村において所有していた公共施設等を新しい市に引き継ぎました。また、合併後においても多様な行政需要に対応するため、必要とする公共施設等を整備し、市民サービスの向上や都市機能の充実を図ってきました。

しかし、それらの公共施設等が今後更新時期を迎えることから、膨大な更新費用が見込まれるなど、公共施設等を取り巻く環境は、一層厳しい状況になっていくことが予想されます。

また、財政面においては、人口減少等による税収の減少や普通交付税の増加が見込めない中、社会保障費などの増加の影響により、厳しい財政状況が予想されるため、老朽化の進む全ての公共施設等をこのまま維持・更新していくことは困難な状況です。

そこで、これからも真に必要な公共サービスを持続可能なものとし、また、将来のまちづくりにつなげるという大きな視点に立ち、課題を先送りすることなく、公共施設等の適切な規模やあり方等を見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的として、平成28年3月に「三次市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

その後、本計画の方針に基づき、令和3年3月には「三次市公共施設等総合管理計画個別施設計画」を策定し、公共施設等の長寿命化に取り組むとともに、市民の利便性を確保しつつ、少子高齢化等の社会動向に応じた公共施設等の配置と量の適正化や維持管理コストの削減を順次進めています。

今回、計画策定から5年が経過したことから、その間の財政状況等の変化や、個別施設計画等に基づく施策の実施状況等を反映した上で、計画の改訂を行うものです。

*公共施設等…本市の保有する財産のうち、公共施設（建築系施設、いわゆるハコモノ）、インフラ系施設（道路、橋りょう、河川、上下水道、ケーブルテレビ光ファイバー網など）をいう。

*長寿命化…建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組をいう。

*更新…既存の設備等を新しいものに置き換えること。本計画では、公共施設等の建て替えや再整備のことをいう。

*類似自治体…「人口規模が4.5万人以上5.5万人以下」かつ「行政面積が200k㎡以上1,000k㎡未満」の自治体を比較対象としている。

1-2 位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次三次市総合計画（平成26年3月策定・平成30年12月改訂・計画期間：平成26年度～令和5年度）」との整合を図るとともに、「三次市行財政改革大綱」や「都市計画マスタープラン」等のまちづくり計画と連動し、全庁的・横断的な公共施設等のマネジメント※の基本的な取組について定めるものです。今後、公共施設等の管理に関する方向性は、本計画に基づいて進めるものとします。

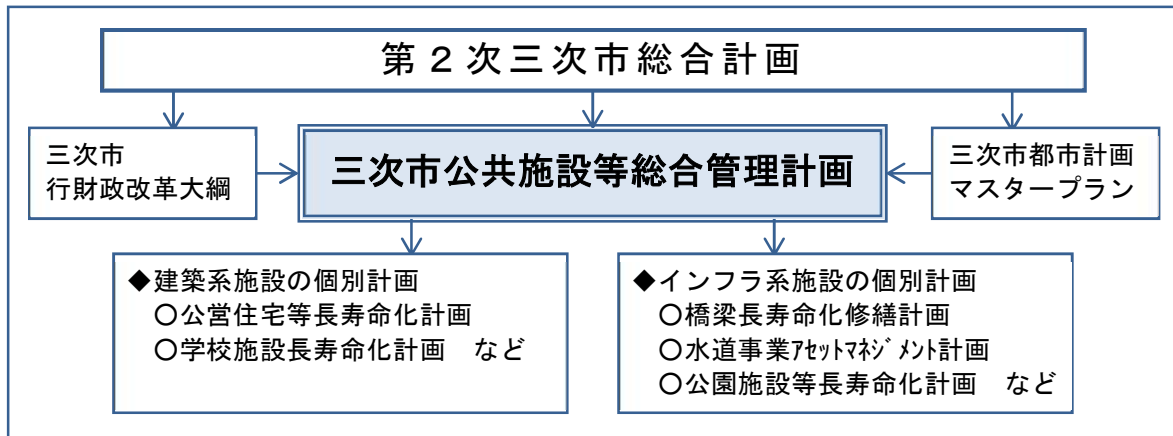


図 計画の位置づけ

1-3 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が保有するインフラ系施設を含む全ての公共施設等及び土地とします。

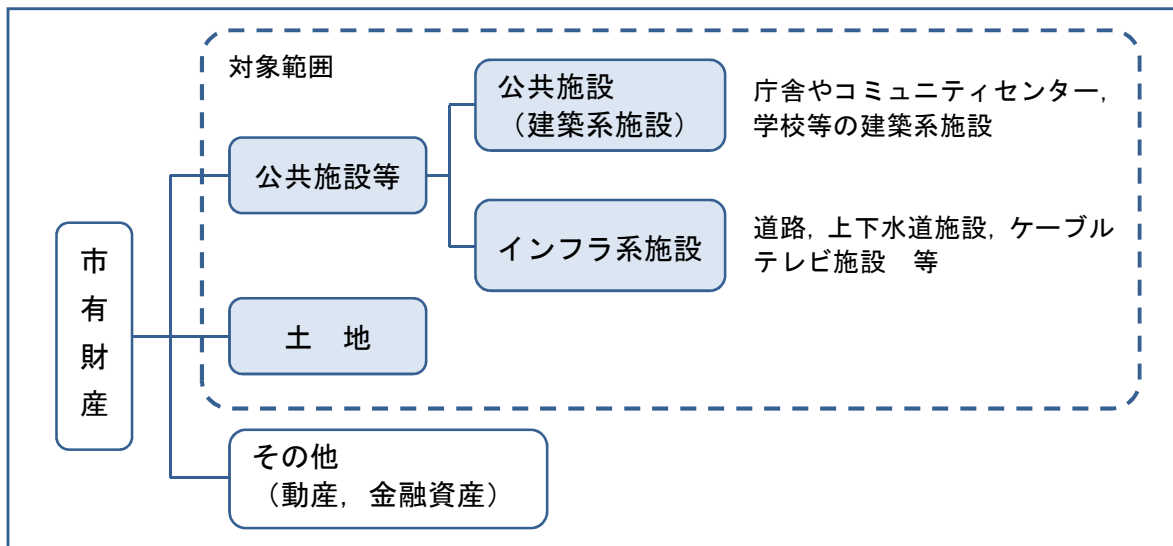


図 計画の対象範囲

※マネジメント…一般に「管理」と訳されるが、ここでは、地方公共団体等が保有し又は借り上げている全ての公共施設等を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みのこと。

【参考】一般財団法人 地域総合整備財団 <http://management.furusato-ppp.jp/>

第2章 公共施設等の現況

2-1 人口の現況と将来展望

本市の令和2年の国勢調査人口は5万681人で、平成27年から5年間で2,934人減少しています。一方で、65歳以上の人の割合は36.8%で、1.8ポイント上昇しています。また、15歳未満の人口（年少人口）は730人減少し、その比率は12.5%から11.9%へと減じています。

人口減少と少子高齢化が進展する中、「三次市人口ビジョン（平成27年10月策定・令和2年11月改訂）」では、「第2次三次市総合計画」をはじめとして、「第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の様々な施策の展開により、本市がめざす人口の将来展望を示し、「2030年に人口5万人堅持」等の目標を設定しています。

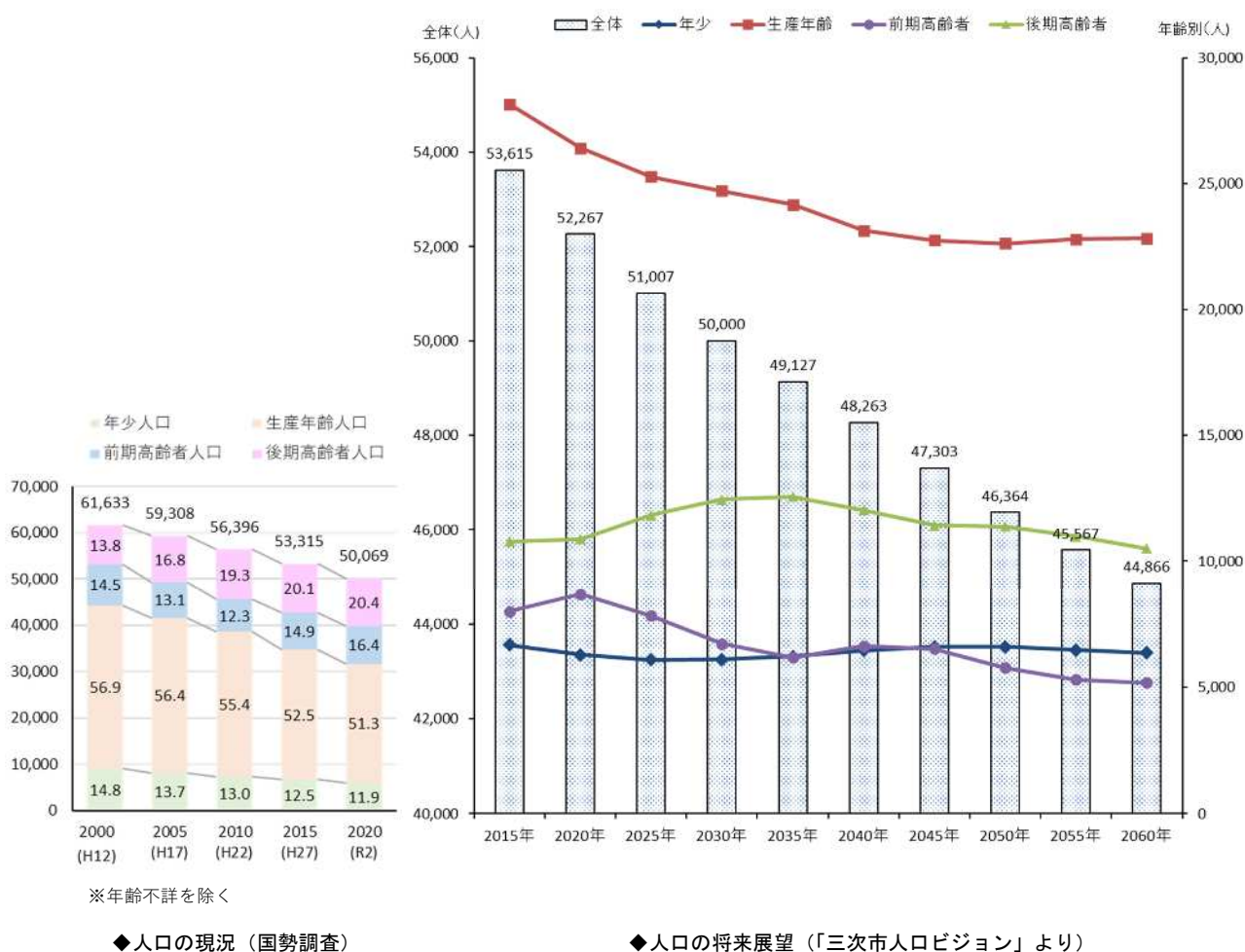


図 人口の現況・将来展望

2-2 公共施設等の現況

(1) 機能(用途)別公共施設の保有量

本市が保有する公共施設の総数は682施設、延床面積の総量は約46.9万㎡となっています。これらの延床面積を機能(用途)別に見ると、学校教育系施設が28%、市営住宅が15%、市民文化系施設が10%と多く、これらで全体の5割を占め、次にスポーツ・レクリエーション系施設が8%と続いています。一施設当たりの規模(延床面積)については、医療施設と学校教育系施設が概して大きい傾向にあります。

公共施設の保有量

施設用途(大分類)	施設数	延床面積(㎡)
学校教育系施設	51	132,386.68
市営住宅	67	69,641.41
市民文化系施設	66	48,249.26
スポーツ・レクリエーション系施設	60	39,232.41
行政系施設	139	28,941.14
産業系施設	59	28,910.19
医療施設	12	28,464.32
社会教育系施設	33	25,715.62
保健・福祉施設	26	25,485.43
子育て支援施設	35	22,206.28
その他	72	9,819.05
供給処理施設	5	8,832.26
公園	57	1,577.78
合計	682	469,461.83

(令和3年3月末現在)

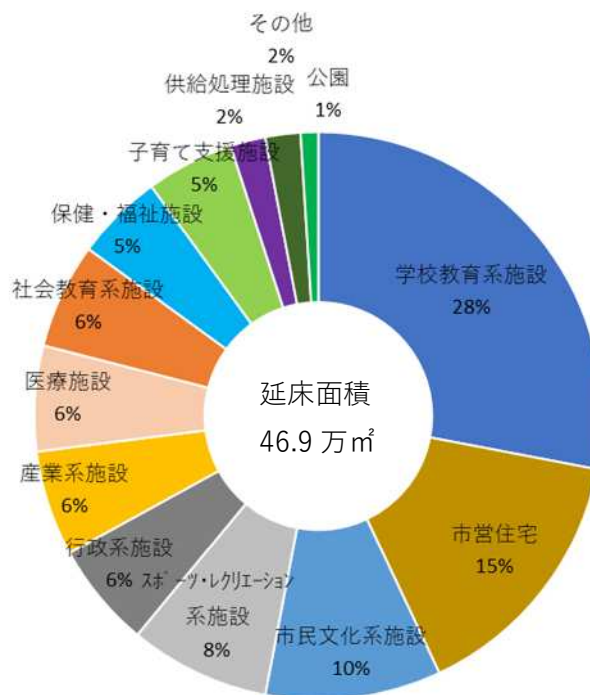


図 機能(用途)別床面積の内訳

(2) 地域別公共施設の保有量

公共施設の延床面積を地域別に見ると、市立三次中央病院のある酒屋地域の施設面積が最も多く、54,611.89㎡となっています。次に、施設数の多い吉舎地域が53,102.69㎡、続いて市営住宅の面積が多い三次地域の50,081.15㎡となっています。一方、最も施設面積が少ない地域は、人口規模が最も小さい清河地域の2,521.15㎡となっています。以下に、地域別の保有量と地域別機能（用途）別延床面積の状況を示します。

地域別の保有量

地域	施設面積 (㎡)	地域	施設面積 (㎡)
河内	3,190.37	田幸	13,200.74
三次	50,081.15	川西	5,303.31
粟屋	9,546.57	君田	27,053.63
川地	10,285.76	布野	23,632.38
清河	2,521.15	作木	31,719.09
十日市	44,427.38	吉舎	53,102.69
酒屋	54,611.89	三良坂	42,403.95
八次	18,873.50	三和	27,611.22
和田	4,057.58	甲奴	37,735.89
神杉	10,103.58	合計	469,461.83

(令和3年3月末現在)

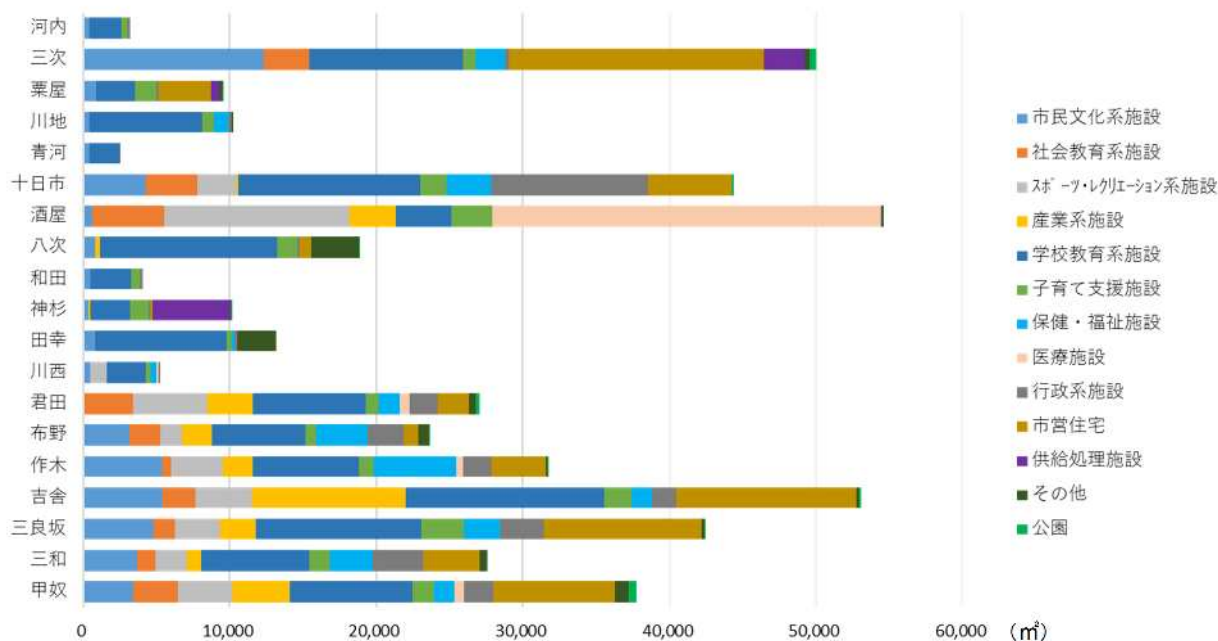


図 地域別機能（用途）別延床面積の状況

(3) インフラ系施設の保有量

本市の主なインフラ系施設の保有量は、以下に示す内訳となっています。

インフラ系施設の保有量

種 別		内 容	施設数量
道路		道路延長（市道・権限移譲県道） （道路改良率）	1,931.8km (60.9%)
		農道	326.6km
		林道	214.5km
橋梁		橋梁延長（市道・権限移譲県道）	20.6km
		橋梁数	1,319橋
		橋梁延長（農道）	0.5km
		橋梁数（農道）	9橋
		橋梁延長（林道）	0.3km
		橋梁数（林道）	22橋
上水道施設	上水道	管路延長	930.0km
		耐震管整備率	18.0%
		上水道普及率	87.6%
下水道施設	公共下水道	管路延長	131.5km
		下水道普及率	32.8%
		下水道接続率	82.3%
	特定環境保全公共下水道	管路延長	94.8km
		下水道普及率	6.9%
		下水道接続率	81.0%
	農業集落排水処理施設	管路延長	221.8km
		下水道普及率	12.2%
		下水道接続率	88.6%
ケーブルテレビ光ファイバー網		総延長	2,895.0km
		加入率	65.3%
河 川		排水機場	7箇所

(令和3年3月末現在)

(4) 他市との保有量の比較

本市の公共施設の市民一人当たりの延床面積は、約9.2㎡となっています。これは、人口規模及び行政面積が近い類似自治体の平均よりも多く、その理由としては、行政面積が広く（約778.18k㎡）、人口密度が低いことがあげられます。また、合併に伴い機能の重複した施設があり、人口規模に対し多くの施設が配置されていることも市民一人当たりの延床面積が多い要因となっています。以下に、市民一人当たりの延床面積を類似自治体と比較したグラフを示します。

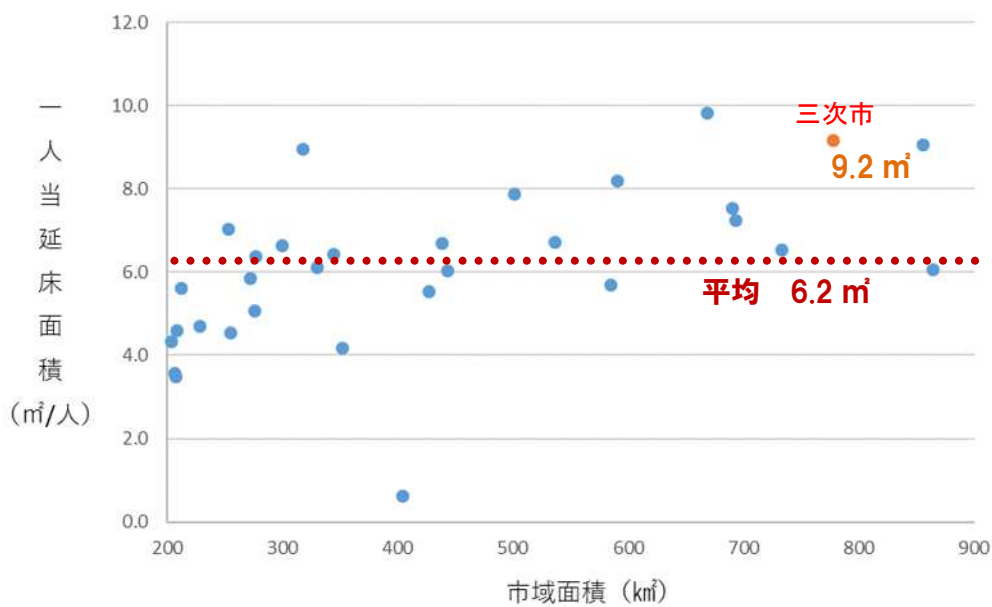


図 類似自治体と市民一人当たりの公共施設保有量の比較

(5) 築年数別の状況

公共施設を建築年度別に見ると、建築後40年以上が経過した建物が約13万㎡と全体の約27.3%となっています。1981(昭和56)年に建築基準法が改正され、耐震基準が変更となっているので、これらの建物はいわゆる旧耐震建物[※]であり耐震性能が保たれていないことが想定されます。

特に1978(昭和53)年度から1999(平成11)年度にかけて建てられた施設が多く、この時期に学校教育系施設や市営住宅などが多く建築されたことが分かります。今後、徐々に耐用年数を迎えるため、短期的には修繕、中期的には更新などの検討が必要となります。

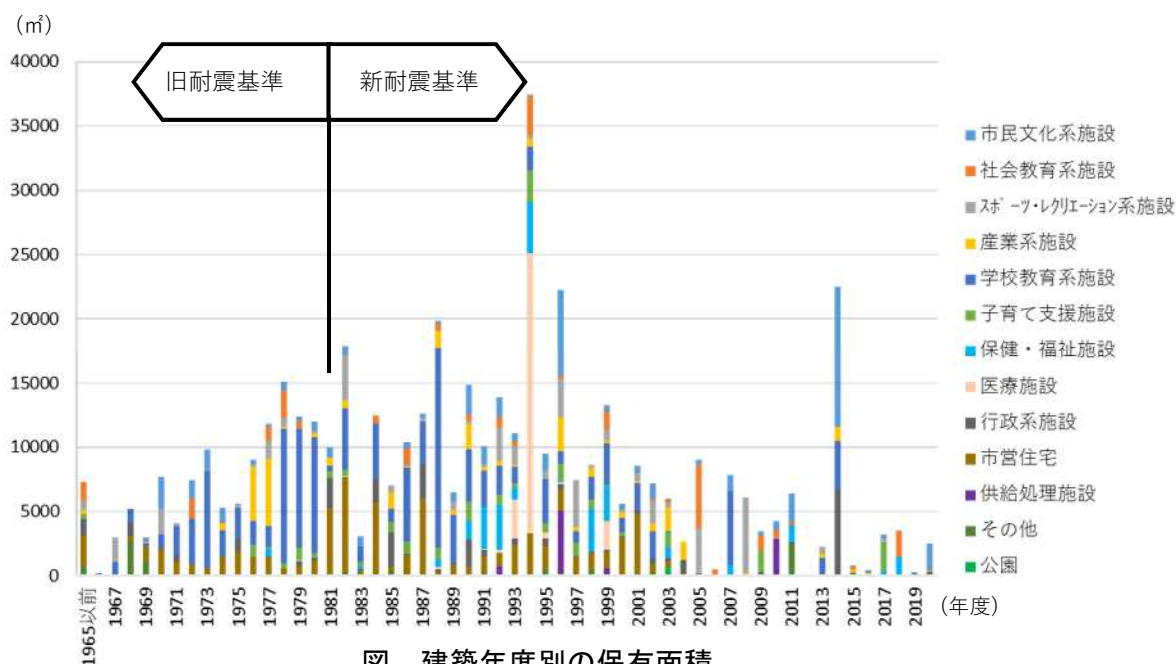


図 建築年度別の保有面積

経過年数別延床面積

経過年数	延床面積 (㎡)	構成比	構成比累計
60年以上	5,743.95	1.2%	1.2%
50年以上60年未満	24,637.94	5.2%	6.4%
40年以上50年未満	98,225.07	20.9%	27.3%
30年以上40年未満	114,566.05	24.4%	51.7%
20年以上30年未満	137,553.84	29.3%	81.0%
10年以上20年未満	53,374.91	11.4%	92.4%
10年未満	35,360.07	7.6%	100.0%
合計	469,461.83	100.0%	-

※旧耐震建物…建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年6月1日の改正より前の、中規模程度の地震を想定して規定された「旧耐震基準」により建てられた建物をいう。これに対し、改正後の「新耐震基準」により建てられた建物は、大規模地震でも倒壊・崩壊しない事が求められている。

また、建物の耐震改修状況を反映したグラフをみると、約6万㎡（13%）の公共施設は耐震性が保たれていない状況です。現在、三次市耐震改修促進計画に基づき、災害時の避難所となる建物等について重点的に優先順位をつけて耐震化に取り組んでいます。

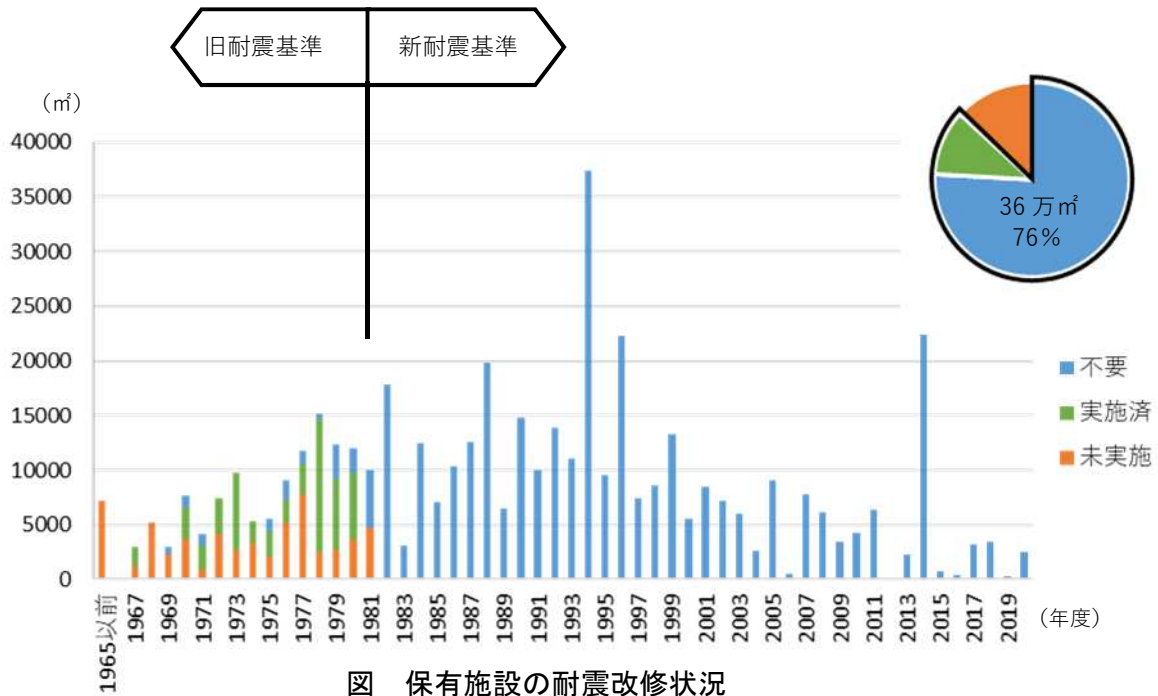


図 保有施設の耐震改修状況

2-3 維持管理等の経費と財政の見通し

(1) 公共施設の将来更新費用（推計）

総務省提供の一般財団法人自治総合センター更新費推計ソフトによる更新費用の推計によると、今後このまま既存施設を保有している場合、年平均で約47億円の費用が必要と試算されており、このことから既存施設をいかに長寿命化し徹底活用していくかが重要となります。また、対象施設の中には、建物の構造や用途等により、大規模改修や建替をしない方針の建物もあることや、今後、大規模改修や建替を行うための財源が限られていることから、公共施設を整理統合する等、着実かつ迅速な公共施設のマネジメントが必要です。

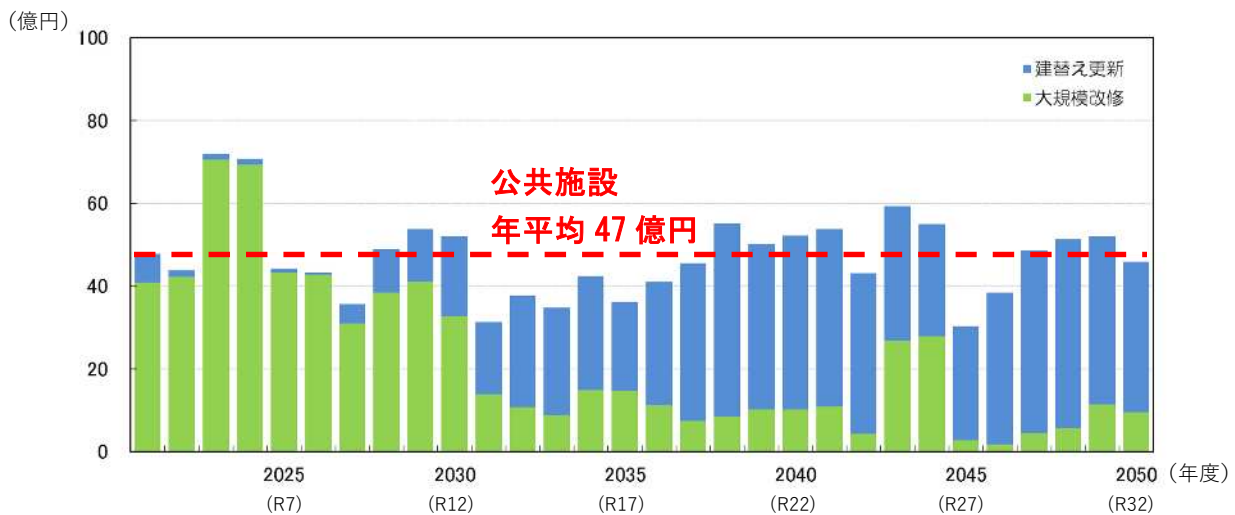


図 更新費用試算（更新・改修別）

(2) インフラ系施設の将来更新費用（推計）

総務省提供の一般財団法人自治総合センター更新費推計ソフトによるインフラ系施設の更新費用の推計によると、1年当たりの更新費用が道路で29.4億円、上下水道施設で22.7億円、下水道施設で11.1億円が必要と試算されています。インフラ系施設においても、計画的な維持管理による長寿命化を図ることが重要であり、上下水道施設では経営的視点による計画的な更新が必要です。

橋梁の補修費用については、「三次市橋梁長寿命化修繕計画（平成28年12月）」による推計値を参照すると、予防保全を実施することにより、1年当たりの更新費用が3.0億円と推計しています。また、光ファイバー網を含むケーブルテレビ設備では、年平均2.0億円程度の更新費用が必要と推計しています。

【試算条件は下記のとおり】

- 調査時点（令和2年度）と同じ保有量を今後も維持することとし、推計条件は表1のとおりとする。建築系施設及び道路、上下水道については更新費用（円）＝将来年次別更新ストック量（㎡）×更新単価（円/㎡）とする。道路、上下水道については、総面積又は総延長を耐用年数で割った値を1年間の更新量と仮定する。
- 建築系施設について、現時点で建設時より31年以上、50年未満の施設については、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、現時点で、建築時より51年以上経過しているものは、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わないと仮定（60年を経た年度に建て替えると仮定）する。既に実施している大規模改修などは令和3年3月現在の状況を反映している。

(3) 個別施設計画等を踏まえた更新経費（推計）

本市の保有する公共施設について、今後30年間を現状の施設数や規模を変えずに維持した場合の更新経費を試算すると年平均で約47億円となる見込みですが、各個別施設計画に基づく施設保有総量の縮減等を踏まえた更新経費を試算すると、年平均で約42億円となり1年当たり約5億円縮減される見込みです。

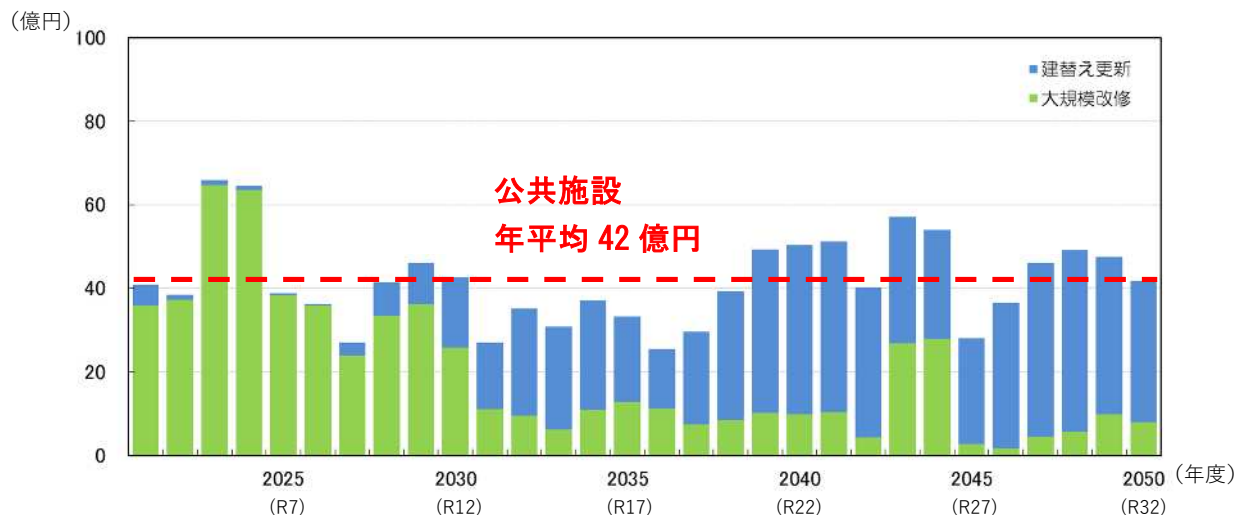


図 更新費用試算（更新・改修別）

なお、インフラ系施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、各個別施設計画等を踏まえた更新経費を試算していませんが、計画的な施設の点検等の実施により長寿命化を図り、更新経費の縮減に努めます。

(4) 既存施設の維持管理経費

本市が保有する公共施設等については、施設管理者による日常的な点検や法令等に基づく定期点検を実施し、計画的に劣化や損傷を修繕することで施設の長寿命化を図ります。

また、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減することで、施設の維持管理や更新に伴う財政負担の軽減をめざします。

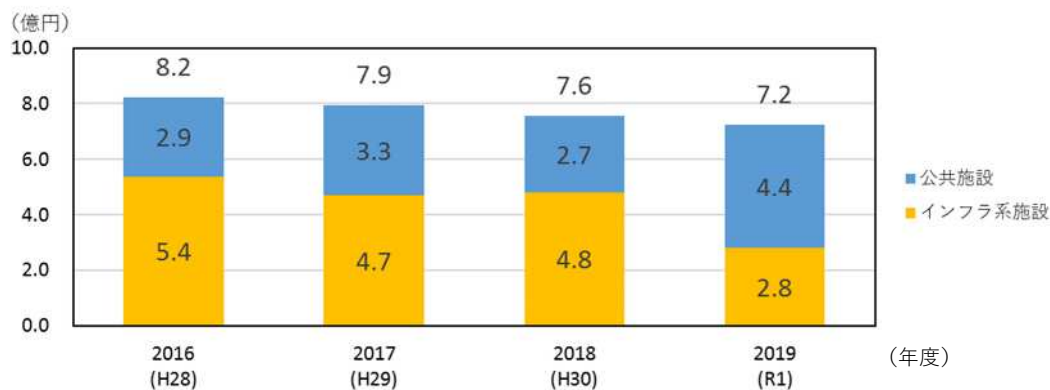


図 維持管理経費の推移

表 1 対象分野別の推計条件

対象分野	耐用年数	単価	精度	備考
建築系施設	<建替> 実施年数：建築後60年 建替期間：3年間 <大規模改修> 実施年数：建築後30年 改修期間：2年間	表2参照	年次別整備量 (延べ床面積)	「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算
道路	15年	4,700円/㎡	総面積	
橋梁(15m以上)	「三次市橋梁長寿命化修繕計画」による予防保全をした場合のコストを採用			
上水道	40年	表3参照	管径別延長	「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算
下水道	50年	124千円/m	総延長	
ケーブルテレビ	2033年までは「三次市ケーブルテレビ設備更新計画策定業務報告書」による更新概算費，2034年以降は2033年までの平均を採用。			

表 2 建築系施設更新単価

建築系施設	建替単価	大規模改修単価
市民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡
行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
市営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
公園	33万円/㎡	17万円/㎡
供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
その他	36万円/㎡	20万円/㎡

表 3 上水道管径別更新単価

導水管/送水管		配水管			
管径	単価	管径	単価	管径	単価
300mm未満	100千円/m	50mm以下	97千円/m	300mm以下	106千円/m
300～500mm	114千円/m	75mm以下	97千円/m	350mm以下	111千円/m
500～1000mm未満	161千円/m	100mm以下	97千円/m	400mm以下	116千円/m
1000～1500mm未満	345千円/m	125mm以下	97千円/m	450mm以下	121千円/m
1500～2000mm未満	742千円/m	150mm以下	97千円/m	500mm以下	128千円/m
2000mm以上	923千円/m	200mm以下	100千円/m	550mm以下	128千円/m
		250mm以下	103千円/m	600mm以下	142千円/m
				700mm以下	158千円/m

(5) 財政の見通し

令和2年度の国勢調査結果では、本市の人口は5万681人となり、平成27年度から2,934人減少し、人口減少に歯止めがかかっていません。この状況は今後も進行することが想定され、それに伴い経済規模等が縮小することにより、これまで以上に厳しい財政状況になることが予想されます。

歳入については、多くを占める普通交付税が人口を基礎とした国の地方財政制度等に基づいて算定されるため大幅な増加は見込めない状況であり、市税も生産年齢人口の減少等により増加が見込めない状況です。

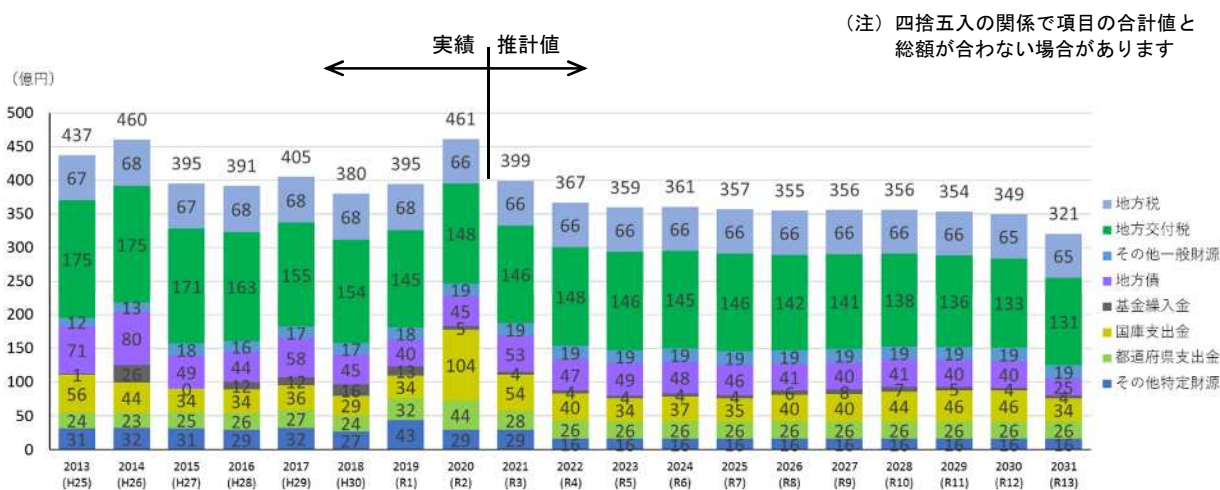


図 歳入の見通し 「三次市長期財政運営計画（令和3年度）」より

歳出については、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や公共施設の維持管理費等は依然として高い水準で推移するほか、社会情勢や地域課題等に対応した行政サービスの多様化が進み、本市に求められる行政需要は今後も増加すると見込まれます。普通建設事業等は、今後耐用年数を迎える公共施設等の改修等を見込んでいます。

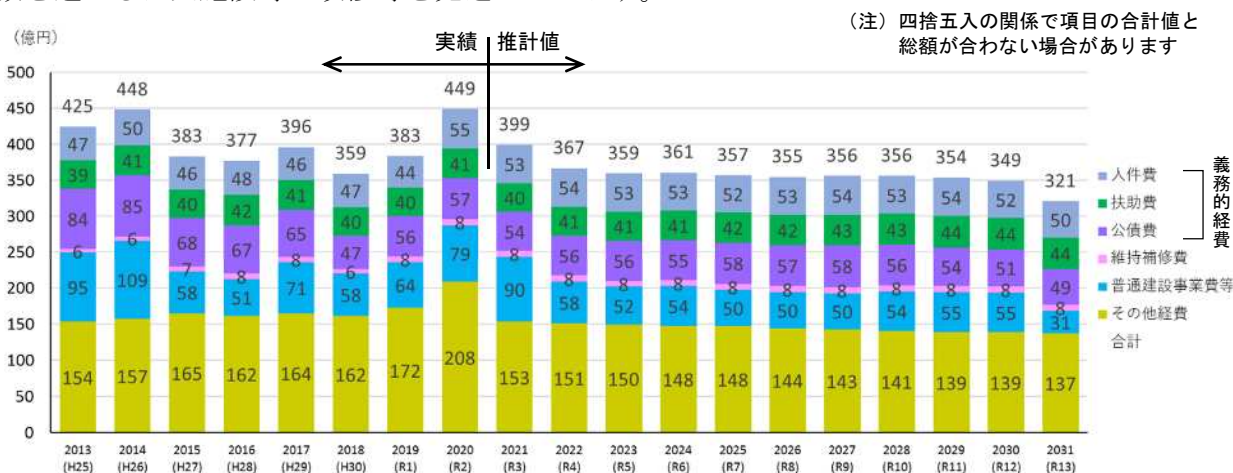


図 歳出の見通し 「三次市長期財政運営計画（令和3年度）」より

公共施設やインフラ系施設の更新の財源として、過疎対策事業債等の有利な財源を活用しながら、計画的な財政運営が必要となります。

※普通建設事業費等…道路・橋・学校・庁舎などの公共施設等の新增設の建設事業や災害復旧に必要とされる投資的な経費をいう。

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和17年度までの20年間とします。

本市の公共施設は、今後20年の間に大規模改修が集中する時期や最初の建て替え更新の集中時期が到来することが予測されるため、この時期に具体的な取組を行うことが重要となります。

なお、今後の上位・関連計画や社会情勢等の変化などに対応して、柔軟に計画の見直しを行います。

3-2 現状や課題に関する基本認識

(1) 基本的な考え方

柔軟な市民サービス形態の検討と施設の長寿命化 ⇒ 「質の見直し」

公共施設は、三次市民の大切な財産です。現状に合わない施設の保有は、市民の負担にもなります。これまでの「施設ありき」の市民サービスから、施設が無くてもサービスの提供ができれば、民間を活用したサービスの展開が考えられないかなど、柔軟な考え方による市民サービスの質の見直しを考えていく必要があります。また、継続して保有する施設については、耐久性の向上や予防保全[※]などの方策を検討し、より長く市民に愛され、活用される施設のあり方を考える必要があります。

施設の配置と量の適正化の検討 ⇒ 「量の見直し」

本市は、市町村合併に伴って行政面積が広くなり、機能の重複した施設も多く、人口規模の割には多くの公共施設が配置され、市民一人当たりの延床面積が類似自治体に比べ多い要因となっています。既存施設の利用状況や必要性などを見極めた上で、「あれば便利」から「なくては困る」ものを選択し、新規整備の抑制や廃止・集約[※]・統合[※]・複合化[※]など、施設の配置や供給量の適正化をめざした量の見直しを考えていく必要があります。

維持管理コストの削減 ⇒ 「コストの見直し」

本市の財政見通しでは、厳しい財政状況への対応が求められており、限られた財源の中で必要な行政サービスを確保しつつ、重点施策の推進や新たに必要な財源を確保していくため、公共施設等に係る経費の削減に取り組み、次世代の財政負担を軽減していく必要があります。

※予防保全…建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法をいう。一般に、建物等の寿命が長くなることから、建設・維持管理・廃止に至る過程で必要な経費の総額（ライフサイクルコスト）の縮減が期待される。

※集約…分類が異なる施設の類似する機能を一つの施設に集めること。

※統合…同じ分類の複数施設を利用等の状況に応じて一つの施設に集約すること。(例:学校,集会所の統合)

※複合化…複数の施設がもつ機能をそれぞれ独立した形で一つの建物内に併設すること。

(2) 課題の整理

「質・量・コスト」の視点から全庁的な管理に関する課題を整理します。また、インフラ系施設においても、安全性の確保や老朽化施設の計画的な更新など、安定的な供給が求められます。

質に関する課題

◆施設の老朽化への対応

公共施設では、市民文化系、学校教育系、市営住宅の占める割合が多い中、全体の約52%（約24万㎡）を占める建築後30年以上が経過した建物への対応が求められています。また、橋梁などのインフラ系施設においても1970年代、90年代に整備されたものが多く老朽化への対応が求められています。

◆計画的な維持管理の実施

多くの施設で計画的な保全がなされておらず、予期せぬ不具合やサービスの低下、更新時期の短縮を招く可能性があります。

◆長寿命化方針の策定

施設を安全・安心・快適に利用できるように保ちつつ、長期間使用するための方針の策定とそれに基づく計画的な保全により、長期間の使用が可能な施設にする必要があります。

◆必要な市有資産の整理統合

三次市行財政改革大綱に掲げられている「インフラを含めた市有資産の整理統合と計画的な維持管理」の実現に向けた取組が必要です。

◆幅広いサービス提供手法の検討

指定管理者制度[※]など幅広い市民サービス提供の検討が求められています。

量に関する課題

◆地域状況に応じた施設総量の検討

施設の保有量が多く、今後、既存施設を全て維持・更新していくことは困難であり、必要な市民サービスを維持するため、人口動態や地域の状況に応じた施設総量の検討が必要です。

◆空きスペースの活用

既存施設の空きスペースの徹底活用や複合化の検討が必要です。

◆市が保有すべき施設の明確化

今後も引き続き行政サービスを提供し、維持していく施設のための選択と集約が必要です。

◆広域連携等の再編整備の検討

公共施設について、施設全体を俯瞰しながら国・近隣自治体等との施設連携等が必要です。

※指定管理者制度…平成15年9月の地方自治法改正により、公の施設の管理者について「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」という条件が撤廃され、条例に基づき議会の議決を経て指定された住民自治組織や民間企業、NPO法人などの団体が施設の管理を代行する制度のこと。

コストに関する課題

◆改修・更新の財源の確保

普通交付税優遇措置の終了や扶助費等の義務的経費の増加が見込まれている中、将来を見越した施設の改修や更新のための財源確保が必要です。

◆適正な施設の更新と民間活用の検討

老朽化した施設の更新や維持管理にかかるコストの抑制や既に指定管理者制度を導入している施設のコスト削減効果等の検証をする必要があります。

◆維持費用の平準化

保全計画の策定による施設や年度ごとの維持管理費のばらつきを解消する必要があります。

◆施設利用料の見直し

施設によって利用者数やコストのばらつきが見られるため、利用料の見直しを検討する必要があります。

◆遊休施設等の管理コストの削減

管理方針の設定と維持管理コスト削減等が必要です。

3-3 公共施設等に関するこれまでの経過

(1) これまでの主な取組

1 計画の策定等

平成 23 年度	・三次環境クリーンセンター（焼却施設）長寿命化計画策定
平成 25 年度	・三次市ケーブルテレビ設備更新計画策定業務成果報告書 ・三次市公園施設等長寿命化計画策定
平成 27 年度	・三次市公共施設総合管理計画（白書編）策定 ・三次市公共施設総合管理計画策定 ・三次市水道事業アセットマネジメント計画策定
平成 28 年度	・三次市橋梁長寿命化修繕計画策定
平成 29 年度	・三次市公営住宅等長寿命化計画策定 ・道路舗装維持修繕計画策定 ・三次市林道施設長寿命化計画策定
令和元年度	・下水道ストックマネジメント計画策定
令和 2 年度	・三次市公共施設等総合管理計画（個別施設計画）策定 ・三次市学校施設長寿命化計画策定 ・公共施設基本情報シート作成

2 取組実績事例（平成 28 年度以降）

解体	<p>[H28] キャンプ場附属施設（湯船山キャンプ場），吉舎海田原共同作業場，旧三良坂保育所，甲奴放課後児童クラブほか 6 施設</p> <p>[H29] 甲奴町青年研修所（西野会館），共同利用農機具庫（海田原），農機具保管庫（海田原），甲奴老人福祉センターほか 5 施設</p> <p>[H30] 三和山村開発センター，君田縫製西入君工場，君田縫製藤兼工場，三和町農林研修センター，定住住宅（香淀 2 号），旧数名保育所</p> <p>[R 1] 君田放課後児童クラブ（旧君田文化センター）</p> <p>[R 2] 徳市コミュニティ集会所，徳市転作作物加工等研修施設，徳市保健婦相談所，吉舎海田原ゲートボール場ほか 12 施設</p>
譲渡	<p>[H28] 矢井地区老人集会所，機械保管倉庫（海田原），旧ベジタハウス 君田櫃田地区農産物加工場，八次分団第 1 部消防格納庫</p> <p>[H29] 下青河集会所，河戸集会所，宮地多目的集会施設，市郷中地区構造改善センター，段構造改善センターほか 6 施設</p> <p>[H30] 雲通地区老人集会所，塩野地区集落センター，下作木構造改善センター，吉舎川之内コミュニティ集会所，三玉上組集会所ほか 7 施設</p> <p>[R 1] こぶし集会所，ひまわりコミュニティ集会所，ふれあいプラザ，さくぎ共同利用施設，甲奴町福田堆肥センターほか 42 施設</p> <p>[R 2] 駅前老人集会所，辻福寿会館，グループホームふの，横谷本谷地区農村公園屋外ステージ</p>
廃止	<p>[H28] 三若農村公園</p> <p>[H29] 君田神ノ瀬キャンプ場，神之瀬児童遊園，折原児童遊園</p> <p>[R 1] 王子ふれあい広場，畠敷公園</p> <p>[R 2] 吉舎ゲートボール場，甲奴上川ゲートボール場ほか 2 施設</p>
複合化	<p>[R 2] 吉舎交流拠点施設（吉舎支所，吉舎図書館，吉舎放課後児童クラブ）</p>

（2）施設保有量の推移

人口動向や利用実態を踏まえて必要不可欠な施設を見定め，解体，譲渡，廃止や複合化など施設の適正配置に向けた取り組みにより施設数は減少しています。

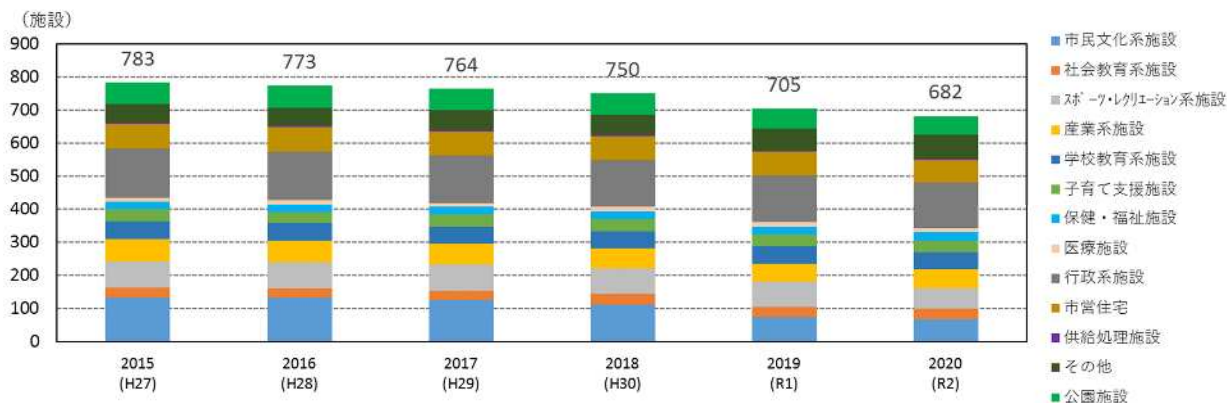


図 施設保有量の推移

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が高いほど、老朽化が進んでいることとなります。

有形固定資産減価償却率は、道路や公園等のインフラ系施設の償却率が高く、公共施設とともに毎年度増加傾向にあり、老朽化が着実に進んでいます。

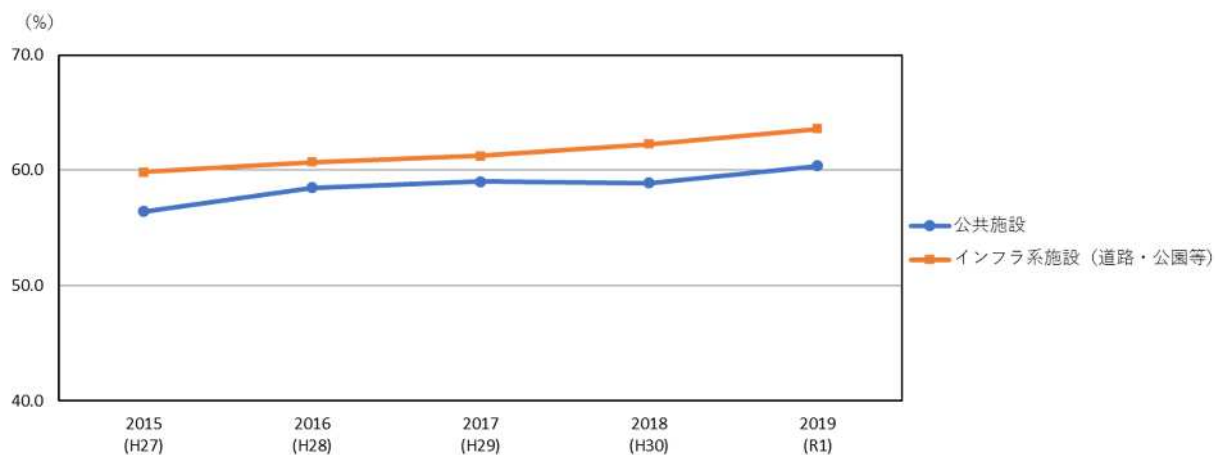


図 有形固定資産減価償却率の推移

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本原則

将来にわたり、市民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくため、「質・量・コスト」に関する課題に対応した公共施設等の管理に関する基本原則を次の3つに定めます。

- ◆ 「質」を見直して長期間の活用
- ◆ 「量」を見直して保有総量の適正化
- ◆ 「コスト」を見直して健全で安定的な財政運営

(2) 数値目標

『平成28年3月現在の公共施設数783施設の「3分の1」削減（平成28年度～令和7年度）』を目標とします。

※第4次三次市行財政改革推進計画（令和元年10月策定）における目標

以下に、基本原則に沿った取組方針を体系化して示します。

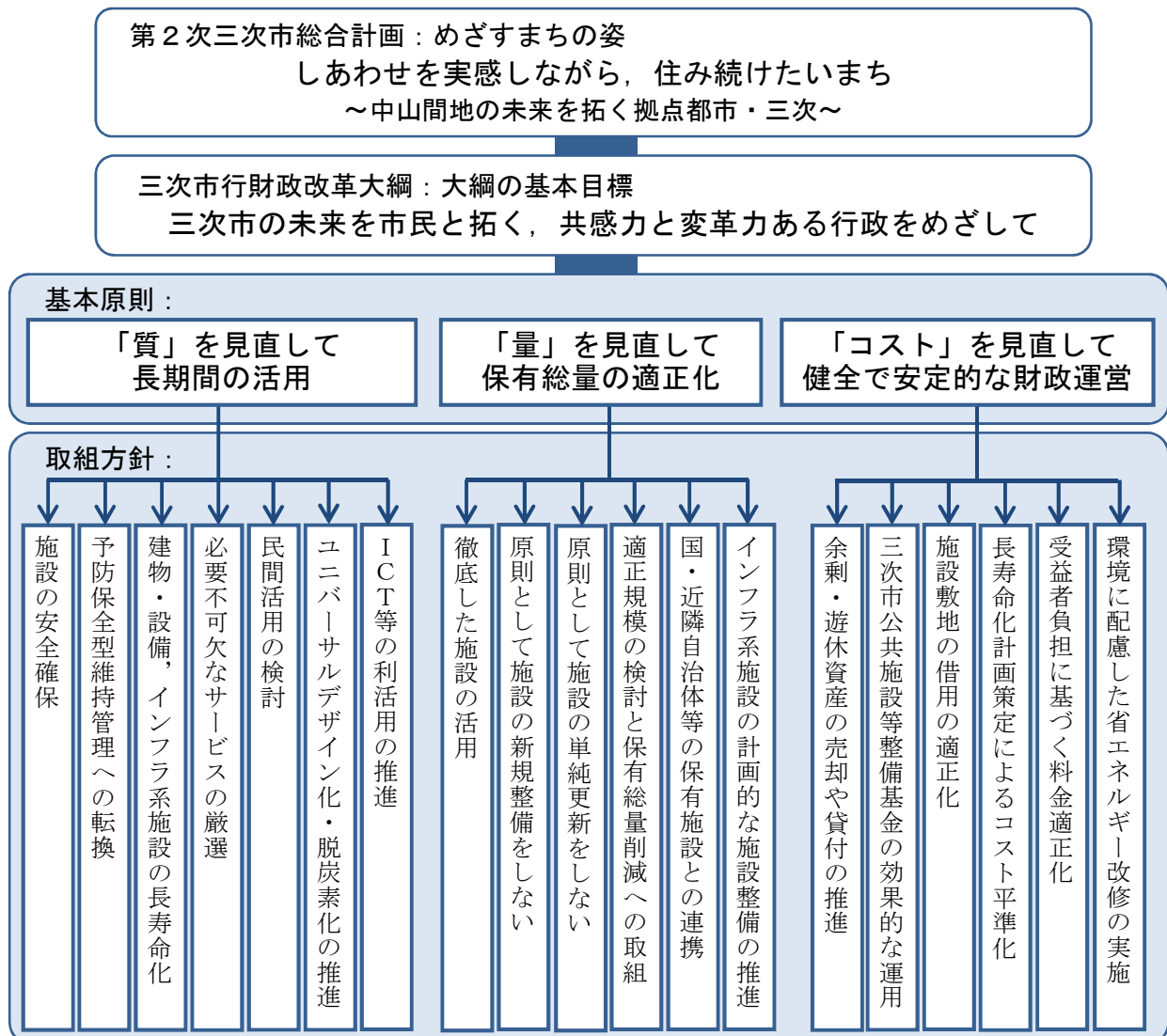


図 公共施設等の管理に関する基本原則と取組方針の体系

(3) 基本原則に沿った取組方針

以下に基本原則に沿った取組方針を示します。なお、これらの取組に当たっては、市域全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを十分考慮した上で、市民の理解と協力を得ながら行うものとします。

質に関する方針【基本原則：「質」を見直して長期間の活用】	
施設の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時、災害時等の防災拠点を確保します。 ○公共施設等の耐震診断及び耐震化については、三次市耐震改修促進計画に基づき、優先順位を定めて実施します。 ○老朽化等により廃止し、今後も利用見込みのない施設については、危険性等の優先順位を考慮して、解体します。
予防保全型維持管理への転換	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へと転換を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断を実施します。 ○点検・診断の際にはその時点の劣化状況を把握・記録し、これまでに蓄積した履歴を今後の老朽化対策等に活かします。
建物・設備、インフラ系施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も維持していく施設*については、日常的な点検・修繕のほか、必要と認められる施設・設備の更新・改修等を実施します。また、適切な時期において、新たな技術・工法の採用及び大規模改修の実施等を行い、建物の建替周期を伸ばして長寿命化を図ります。
必要不可欠なサービスの厳選	<ul style="list-style-type: none"> ○今後のあり方を検討する施設*については、施設の長寿命化や機能向上を図る改修等は行わず、利用状況や施設の劣化状況などを見極めるとともに、第4次三次市行財政改革大綱に基づき、必要不可欠な行政サービスを厳選し、必要な公共施設等を見定めた上で、施設の統合や計画的な保全、活用を推進します。
民間活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業等が持っているノウハウを取り入れること（PPP*/PFI*等）により、サービス水準を維持しつつ、より効率的・効果的な管理運営を実践します。 ○指定管理者制度を導入している施設については、その導入効果を検証し、指定管理者の意欲を引き出す仕組みやより効率的な管理運営方策を検討します。
ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）及び市の「三次市ユニバーサルデザイン推進指針」（平成19年3月策定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。 ○施設の維持・更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、計画的な施設の脱炭素化に努めます。
ICT等の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○AI*・ICT*や新技術の導入によりインフラ施設等の点検・維持管理の高度化・効率化を検討します。

量に関する方針【基本原則：「量」を見直して保有総量の適正化】	
徹底した施設の活用	○情報公開、情報提供及び施設の柔軟な活用等により市民が利用しやすい環境づくりと既存施設の徹底活用を推進します。
原則として施設の新規整備をしない	○原則として、更新を除く新規の公共施設は建設しません。新たな機能が必要な場合には、まず、既存施設の用途転用や空きスペースの活用を検討し、施設整備は真に必要と判断したもののみとします。
原則として施設の単純更新をしない	○原則として、施設の更新時には公共サービス機能を維持する方策を講じつつ、一つの施設に複数の機能を配置するなど、空間機能の複合化を検討するとともに、優先度の低い施設は統廃合の対象とし、保有総量の削減に取り組みます。 ○総量の最適化と合わせて、施設の集約化・転用・廃止も視野に入れた効率的・効果的な機能の再編・再配置を計画的に推進します。
適正規模の検討と保有総量削減への取組	○施設の利用率、利用人数、コストやサービス品質等を調査し、著しく利用状況や経営状況が低調な施設については、適宜改善を図るとともに、周辺の施設の配置状況を踏まえ、統合や廃止を検討します。 ○サービス内容が重複している施設の積極的な統廃合を進めます。 ○一部の個人、団体のみが利用している施設については、譲渡を進めます。なお、譲渡に当たっては、現状のまま譲渡することを基本とし、必要最小限の修繕を実施します。
国・近隣自治体等の保有施設との連携	○国又は近隣自治体等が保有する施設と統廃合又は集約化を検討し、維持管理等にかかる費用等を分担します。 ○既存の公共施設を相互に利用できるようにし、新たな施設を整備しないことにより更新費用の縮減を図ります。
インフラ系施設の計画的な施設整備の推進	○インフラ系施設は、市民生活にとって重要度が高く、統廃合や複合化が公共施設に比べて困難なため、施設の特性を考慮し、安全性や経済性の追求、維持管理の工夫などを取り入れ、財政状況を考慮した上で計画的な施設整備の推進を図ります。 ○新たな技術・制度・民間活力の積極的な活用についても検討します。

コストに関する方針【基本原則：「コスト」を見直して健全で安定的な財政運営】	
余剰・遊休資産の売却や貸付の推進	○施設の保有総量の削減により発生した土地や建物の余剰資産、市が保有している遊休資産については、積極的に民間への貸付や売却を図ります。
三次市公共施設等整備基金の効果的な運用	○民間への貸付や売却による収入等を活用して、将来の大規模改修や更新に備えた基金の効果的な運用を推進します。
施設敷地の借用の適正化	○公共施設の利用状況や将来的な活用を分析し、今後も維持していく施設に係る借地については、購入による借地の解消や借地料の見直しを行うことにより借地の適正化を図ります。

コストに関する方針【基本原則：「コスト」を見直して健全で安定的な財政運営】	
長寿命化計画策定によるコスト平準化	○計画期間内には更新や大規模改修時期を迎える施設が多いことから、今後維持すべき施設について、施設分類ごとに長寿命化計画等の保全計画を策定し、事業の集中化を避けるとともに、各年度に係る事業費の平準化を図ります。
受益者負担に基づく料金適正化	○施設の運営・維持管理にかかるコストや利用状況の情報を把握し、効率的なコスト削減を図るとともに、施設の利用率、稼働率の向上や料金設定、減免制度の見直しなど、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図ります。
環境に配慮した省エネルギー改修の実施	○省エネルギー改修の実施などにより、光熱水費など、維持管理に係るコストの削減に努めます。

※今後も維持していく施設…「三次市公共施設等総合管理計画個別施設計画」に定める施設別の方針において、「現状維持」に区分されている施設。

※今後のあり方を検討する施設…「三次市公共施設等総合管理計画個別施設計画」に定める施設別の方針において、「あり方検討」に区分されている施設。

※P P P…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上をめざすもの。

※P F I…Public Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

※A I…Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。

※I C T…Information and Communication Technologyの略。日本ではすでに一般的となったI Tの概念をさらに一歩進め、I T＝情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉をいう。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 市民文化系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
集会施設	62	コミュニティセンター，集会所，自治交流センター，交流拠点施設
文化施設	4	ホール，文化センター

②現状

中分類	施設の現状
集会施設	<ul style="list-style-type: none">○地域や施設間で利用者数やコストのばらつきがみられ，規模や利用状況に応じたコストの平準化やニーズに適さない施設の再検討が求められています。○集会施設の中には，機能の重複する施設や機能が十分に利用されていない施設も存在しています。○集会所に係る維持管理費は，地元が負担しています（一部を除く）。
文化施設	<ul style="list-style-type: none">○施設規模の大きい三次市民ホールは，市民の意見が反映できる外部のモニタリング組織として「三次市民ホール運営委員会」を設置しています。○指定管理者により運営されているものの，十分に利用されていないため利用者一人当たりの総コストが突出して高い施設があります。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
集会施設	<ul style="list-style-type: none">○集会所は，利用者が地域住民に限られており，既存の集会所は，関係者と協議の上，地元譲渡を進めます。なお，譲渡に当たっては，現状のまま譲渡することを基本とし，必要最小限の修繕を実施します。○コミュニティセンターは，更新時期に合わせて，自治交流センター等の類似施設との機能の集約化の検討を行い，施設の再配置を図ります。○自治交流センター等の施設で，十分に利用されていないものやニーズに適合しない施設は，廃止の取組を進めます。
文化施設	<ul style="list-style-type: none">○独自の企画や職員の接遇向上を図るとともに，広域でのPR等も行うことで利用率の向上を図ります。

4-2 社会教育系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
図書館	8	図書館
美術館等	25	美術館，生涯学習センター，博物館，記念館，資料館，古民家，三次地区拠点施設

②現状

中分類	施設の現状
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館は，全て指定管理者により管理されており，ネットワーク化による返却ポストの相互利用も可能となっています。 ○いずれの図書館もコミュニティセンター等に併設しています。 ○三良坂図書館（三良坂コミュニティセンター）のみが新耐震基準以前の建物となっています。
美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化により設備の修繕が頻繁に行われる施設が見られます。 ○歴史民俗資料館や生涯学習センターは，合併により各地域に重複して存在しています。 ○一部の施設は年間を通してほぼ閉館の状態となっています。 ○出土品や民俗資料等について，これらを整理・保管する場所の確保が必要となっています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○各図書館については，当面現状のままの配置とします。 ○より多くの方が図書館サービスを楽しむよう，ICT[*]の活用などによるサービス品質の向上を検討します。
美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ○出土品等の保管場所については，未利用施設の活用を検討します。 ○明らかに利用者の少ない施設や特定の利用者のみが利用する施設については，周辺の施設の配置状況を踏まえ，集約化や廃止を検討します。

4-3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
スポーツ施設	41	運動公園，陸上競技場，球場，体育館，水泳プール，テニスコート，ゲートボール場
レクリエーション・観光及び保養施設	19	キャンプ場，宿泊施設，温泉施設，交通観光センター

②現状

中分類	施設の現状
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館や運動公園等で，十分利用されていない施設があります。 ○水泳プールでは，使用が困難な施設があります。 ○新耐震基準以前の建物が比較的多く存在します。
レクリエーション・観光及び保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域の観光・レクリエーション施設として整備され，主な施設は指定管理者による管理・運営が行われています。 ○施設の老朽化により，機械設備等の補修頻度が高まっています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での交流や活力醸成，健康増進のため，みんながスポーツを身近に親しめる環境の整備に取り組みます。また，スポーツ合宿での施設利用促進等，利用者の増加につながる方策を検討するとともに，競技者等のニーズに応じた必要な施設改修を検討します。 ○体育館は，地域や学校と連携して管理形態や活用について検討します。 ○プールは利用期間が短く，光熱水費や設備の維持・保守に多額の経費を要することから，学校教育活動での使用実態を含めた施設管理の見直しと今後の機能集約を検討します。 ○今後も明らかに利用者の増加が見込めない施設や特定の利用者のみが利用する施設については，周辺の施設の配置状況を踏まえ，統合や廃止を検討します。
レクリエーション・観光及び保養施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用策の再検討による利用者増加と稼働率の向上に努めるとともに，管理・運営コストの削減や設備における省エネ対策を進め，より効率的な施設運営を図ります。 ○経営的視点をもって利用状況や代替機能の有無，指定管理の方法等を検証し，施設の長期的なあり方を検討します。 ○利用者が限定的な施設は，関係者と協議の上，譲渡や廃止を進めます。

4-4 産業系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
産業系施設	59	堆肥センター，道の駅，農畜水産物の加工・販売施設，共同利用施設，農機具等格納施設，ライスセンター，工業団地等給水・排水施設，職業訓練センター，ポンプ場

②現状

中分類	施設の現状
産業系施設	<p>○堆肥センターは，畜産排せつ物の適正管理と利用促進を図るため設置されており，指定管理者制度を導入していましたが，平成27年度から維持管理を直営（民間委託）に戻し，地元組織への施設譲渡を進めています。</p> <p>○すでに活用されていない施設や管理・運営について検討が必要な施設が多くあります。</p> <p>○農林水産物等の販売施設には，比較的利用者数が多くなっている施設もあります。</p>

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
産業系施設	<p>○既存の受益者が限定的な施設は，関係者と協議の上，譲渡を進めます。なお，譲渡に当たっては，現状のまま譲渡することを基本とし，必要最小限の修繕等を実施します。</p> <p>○経営的視点をもって利用状況や代替機能の有無，指定管理の方法等を検証し，施設の長期的なあり方を検討します。</p> <p>○類似する施設が近隣にある場合は，地域の実情を考慮しつつ，集約化を検討します。</p> <p>○農林水産物等の販売施設については，地元組織への施設譲渡を含む民間による運営を検討し，施設サービスの向上を図ります。</p>

4-5 学校教育系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
学校施設	38	小学校, 中学校, 旧小学校
その他教育施設	13	学校給食(共同)調理場, 寄宿舍

②現状

中分類	施設の現状
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設は, 平成27年度に耐震化率100%を達成し, 災害時の避難施設としても重要な施設となっています ○周辺地域で児童・生徒数が減少しています。 ○合併以降, 小学校が10校閉校しています。 ○建築後30年を経過している施設も多く, 老朽化が見られます。 ○三良坂小中一貫教育校(愛称:みらさか学園)を整備しています。 ○「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に係る基本方針(令和4年3月決定)」を策定しています。 ○廃校施設について, これまでは自治交流センター等に転用してきましたが, 未活用の施設もあります。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食調理場は, 全施設が市の直営となっています。 ○児童・生徒数の減少に伴い, 提供給食数の減少が想定されます。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に係る基本方針」等に基づき, 小・中学校の規模及び配置の適正化を図ります。 ○児童・生徒数の減少による余裕教室は, 放課後児童クラブの利用など柔軟な活用方策を検討します。 ○同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については, 小中一貫教育校(義務教育学校)設置の可能性について検討します。 ○廃校施設については, 地域の実情等を踏まえて活用しますが, 活用方針が定まらない場合は, 原則として譲渡又は解体を行います。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食調理場については, 既存施設の活用を基本に長寿命化を図るとともに, 提供給食数の減少や設備の老朽化を踏まえ, 更新の際は提供エリアの見直しによる統廃合や集約化を行い, 民間委託による効率的な運営をめざします。 ○施設の更新時期に合わせ, 再配置や他の施設との複合化を検討します。

4-6 子育て支援施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
保育所等	25	保育所, 旧保育所
幼児・児童施設	10	放課後児童クラブ, 児童館, こども集会所, 子ども教室, こどもの室内遊び場

②現状

中分類	施設の現状
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ○三次市立保育所規模適正化基本方針を定めています。 ○就学前児童数が減少傾向にある中で, 市街地と周辺地域の保育需要に大きなばらつきがあります。 ○3つの保育所で保育運営を民間に委託しています。 ○建築後30年以上経過している施設の割合が比較的高くなっています。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化等により廃止した公共施設を転用して, 放課後児童クラブ等に利用している施設が存在します。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ○三次市立保育所規模適正化基本方針に基づいて, 保育所の規模適正化や多様な保育サービス・子育て環境の充実に取り組みます。 ○今後概ね30年程度, 十分な児童数が見込まれる場合は, 現在地での建替えを基本として施設整備を行います。 ○各保育所の入所児童数が, 「第2期三次市立保育所規模適正化基本方針」の規模適正化の基準を下回る場合は, 休所・廃所を検討します。 ○用途廃止した施設の活用方針が定まらない場合は, 原則として譲渡又はします。
幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブ等の設置場所については, 教育委員会, 学校等と連携し, 小学校の余裕教室を活用します。 ○利便性やサービスの向上を目的とした他の施設との複合化・集約化を検討します。

4-7 保健・福祉施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
高齢者福祉施設	14	特別養護老人ホーム，老人福祉センター，グループホーム，小規模多機能施設，デイサービスセンター，冬期限定宿泊施設
その他の保健・福祉施設	12	福祉保健センター，健康づくりセンター，健康増進施設

②現状

中分類	施設の現状
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化により利用者の増加が見込まれるため，サービスや機能を充実する必要があります。 ○新耐震施設の割合は高いものの，老朽化が進んでいる施設があります。 ○老朽化した施設は，総じて総コストも高いものになっています。 ○多くの施設で指定管理者制度を導入しており，収益が生じている施設もあります。 ○実態が福祉施設の利用目的ではなく貸館となっている施設があります。
その他の保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の老朽化により，機械設備の補修頻度が高まっています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○収益事業を行う施設については，民設民営での運営を検討します。 ○既存施設については，社会福祉法人等への譲渡も検討します。 ○利用者のニーズに基づき，サービスや機能の充実を図ります。 ○福祉施設としての利用が少ない施設については，周辺施設の配置状況を踏まえ，集約，統合や廃止を検討します。
その他の保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の更新時期に合わせ，施設の再配置や他の施設との複合化を検討します。

4-8 医療施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
医療施設	12	中央病院, 診療所, 病児保育支援施設, 旧診療所

②現状

中分類	施設の現状
医療施設	<p>○平成6年に建設された市立三次中央病院は、地域の中核病院[※]として位置付けられた医療施設の中では突出して規模が大きな施設で、修繕規模が大きいものがあり、その頻度も高まっています。また、多様化する医療ニーズに対応するための改修なども必要となっています。</p> <p>○診療所は、民間医療の空白地区における公営の医療機関として設置されており、川西診療所は指定管理者制度を導入しています。</p>

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
医療施設	<p>○市立三次中央病院は、建替えを進めていきます。なお、それまでの間は、最低限必要な設備改修と修繕を行います。</p> <p>○診療所については、地域の実情や利用者のニーズ、利用状況等を考慮し、必要な規模を検討します。</p> <p>○「地域包括ケアシステム」の確立や身近な医療サービスが受けられる地域医療体制[※]の充実を図ります。</p>

※中核病院…複数の診療科や高度な医療機器を備え、地域医療の拠点としての役割を担う病院をいう。

※地域医療体制…地域住民の健康維持・増進を目的として、医療機関が主導し、地域の行政機関・住民・企業などが連携して取り組む総合的な医療活動の体制で、疾病の治療・予防、退院後の療養・介護・育児支援など幅広い分野に及ぶ。

4-9 行政系施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
行政系施設	139	市庁舎，支所庁舎，防災センター，公用車車庫，消防格納庫，水防倉庫，備蓄倉庫

②現状

中分類	施設の現状
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市庁舎は，分散していた部署を移転集約し，防災・災害復興の拠点機能も備えた施設として平成26年度に竣工しました。 ○合併に伴い，7つの支所を旧町村単位に設置しています。 ○各支所庁舎の中で，新耐震基準以前の建物が存在し，特に甲奴支所庁舎は建築後53年が経過しています。 ○支所庁舎の空きスペースは，その多くが倉庫又は未利用となっています。 ○市立三次中央病院健診センター2階講堂を災害対策本部の第1順位代替設置場所として指定し，防災センターを第2順位代替設置場所として指定しています。 ○火災等の災害に備えるため，消防分団ごとに消防格納庫を設置しています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市庁舎は，行政サービスの提供の場として，また，全市的な防災の拠点として長期間にわたってサービス・機能を確保します。 ○支所庁舎は，行政サービスの提供の場として，また，地域防災の拠点としてサービス・機能を確保します。 ○支所庁舎は，周辺施設との集約・再編による多機能化を図り，稼働率の高い施設をめざします。 ○消防格納庫については，地域に必要な防災機能を確保するため，計画的に更新していきます。

4-10 市営住宅

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
市営住宅	67	公営住宅, 特定公共賃貸住宅, 改良住宅, 定住住宅, 定住促進住宅

②現状

中分類	施設の現状
市営住宅	<ul style="list-style-type: none">○公営住宅では, 管理戸数の3分の1がすでに耐用年数を超過しており, 老朽化が進んでいます。○定住促進住宅は, 比較的延床面積が広く, 管理戸数も他に比べ多くなっています。○定住促進住宅の入居率は38.1%(令和3年3月末現在)であり, 空き室が多くあります。○特定公共賃貸住宅, 若者定住住宅で子育て世帯が多く, 公営住宅で高齢者世帯が多くなっています。○「三次市公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。○令和3年度から, 指定管理者制度を導入しています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
市営住宅	<ul style="list-style-type: none">○「三次市公営住宅等長寿命化計画」に基づき, 適正な整備水準の確保や長寿命化改修工事等を実施します。○老朽化が著しい市営住宅等については, 廃止を進めます。○用途廃止用地の有効活用を図ります。

4-11 供給処理施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
供給処理施設	5	環境クリーンセンター, 汚泥再生処理センター, 一般廃棄物最終処分場, ごみ集積所

②現状

中分類	施設の現状
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○三次環境クリーンセンターは、燃えるごみの焼却処理のほか、その他のごみの破碎選別やリサイクルを行っています。 ○三次環境クリーンセンターは、施設整備運営基本方針（平成26年9月）を策定済で、定期的に点検・補修を行っているものの、機械設備を中心として補修頻度が高まっています。 ○三次市汚泥再生処理センターは、下水道普及に伴い処理量の減少が見込まれています。 ○主要な供給処理施設は、全て市の直営で管理しています。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活に密接に関わる必要な機能であり、今後も将来の需要を見据えながら、機能の確保を図ります。 ○特殊な設備を有し、他の公共施設と比較しても多額のコストを要するため、適切な時期に適切なメンテナンスを行い、維持管理コストの平準化を図ります。 ○クリーンセンターは、安定的な稼働が継続できるように、施設整備運営基本方針に基づき延命化に向けた老朽化対策を実施します。 ○下荒瀬最終処分場の埋め立て完了を見据え、現処分場に代わる新たな処分場の整備を行います。 ○下荒瀬最終処分場は埋立終了後も浸出水の水質が安定するまで水処理を必要とするため、実情に応じて整備を行い、廃止になるまで施設機能を維持します。 ○ごみ集積所は地元譲渡を進めます。

4-12 その他の施設

(1) 現状

①施設概要

中分類	施設数	主な施設
その他	72	斎場，駐車場，駐輪場，停留所，倉庫，公衆トイレ，旧教員住宅，墓地，駅舎，通信施設

②現状

中分類	施設の現状
その他	<ul style="list-style-type: none">○斎場の年間使用件数は，甲奴が40件程度となっています。○斎場は，指定管理者制度を導入しています。○スクールバス停留所は，地元で管理されています。○用途廃止となった施設は，倉庫として利用されているものがあります。

(2) 管理に関する基本方針

中分類	基本方針
その他	<ul style="list-style-type: none">○甲奴斎場は大規模改修を実施せず，将来的には三次市斎場に集約します。○その他の施設は，利用状況を把握し，利用ニーズの少ない施設や老朽化が著しい施設等は廃止します。

4-13 インフラ系施設

(1) 現状

①施設概要

項目	施設数	主な施設
施設概要	-	※P 6 : インフラ系施設の保有量参照

②現状

種別	施設の現状
公園	<p>○市内には、交流公園，多目的広場・農村公園，公園・公共広場，川魚の里公園，都市公園，運動広場等，計57の公園施設が存在します。</p> <p>○利用状況についてはそれぞれ異なり，中には，空き地同様の状態となっている公園があります。</p> <p>○遊具については，定期的に点検を行い，危険性の高いものについては撤去しています。</p>
道路	<p>【道路】</p> <p>○路面補修など通常の維持管理は，市職員による直営及び業務委託により対応しています。</p> <p>○幹線道路の草刈りや除雪等は，業務委託により実施しています。</p> <p>【農道・林道】</p> <p>○平成29年度に「三次市林道施設長寿命化計画」を策定しています。</p>
橋梁	<p>【道路】</p> <p>○市保有の橋梁のうちコンクリート橋が全体の約75%を占めています。</p> <p>○15m以上の橋梁が全体の約24%を占めています。</p> <p>○昭和46年から昭和50年に特に多くの橋梁が建設されており，一斉に更新期を迎えることが予想されます。</p> <p>○橋長2m以上の橋梁については，5年に1回の点検を実施しています。</p> <p>【農道・林道】</p> <p>○橋梁は，農道9橋，林道22橋あります。</p> <p>○平成25年度に橋梁点検を実施しました。</p>
上水道	<p>○平成21年11月に「三次市地域水道ビジョン」を策定しています。</p> <p>○平成27年度に地域水道ビジョンの更新を含めた「三次市水道事業アセットマネジメント計画」を策定しています。</p>
下水道	<p>○公共下水道，特定環境保全公共下水道，農業集落排水処理施設，特定排水処理施設（市設置型浄化槽）を運営しています。</p> <p>○「三次市汚水適正処理構想」（令和元年12月改訂）を策定しています。</p>
ケーブルテレビ光ファイバー網	<p>○総延長2,895kmの光ファイバーケーブルを保有しています。</p> <p>○令和3年3月末現在のケーブルテレビ加入率は65.3%です。</p>

種別	施設の現状
河川	○300箇所の河川を管理しています。
排水機場	○7か所の排水機場を管理しています。

(2) 管理に関する基本方針

種別	基本方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○公園配置に偏りがないうよう、地域内での適正な配置を検討します。 ○三次市公園施設長寿命化計画に沿った予防型管理を行います。 ○施設の点検や美化・草刈り等の維持管理について、一元化を図る等、業務の効率化を検討します。 ○利用者が極端に少ない、あるいは既に空き地同様になっている等、既に公園としての役割を終えている施設については、廃止を検討します。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理の容易性向上や道路資材の規格化を図ります。 ○市道の除草については、生活に密着した路線を中心に、除草報償費等により対応します。なお、住民自治組織等との協働による効率的な維持管理方法についても検討します。 ○トンネルやボックスカルバート、標識等の道路施設の長寿命化に向けた点検、維持管理を実施し、施設の安全性、信頼性を高めるとともに、計画的な維持管理に努めます。 ○新たな改良路線の選定については客観的な基準の設定を検討し、安全・安心の確保や利便性向上のため、計画的に整備を進めます。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ○橋梁定期点検やパトロールにより、橋梁の損傷状況を把握し、新工法の採用などによるコスト縮減を図ります。 ○今後の財政状況も踏まえて、より効率的・効果的な橋梁の維持管理を行い、地域の道路網の安全性・信頼性を確保します。 ○「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき予防保全的な補修・更新を実施し、橋梁の補修及び架け替えに係る費用の縮減と平準化を図り、橋梁の長寿命化を図ります。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○「三次市水道事業アセットマネジメント計画」を踏まえ、水道施設の耐震化や経年劣化した施設の更新等に取り組みます。 ○健全な経営基盤を確立し、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築するために、広島県水道広域連合企業団への参加を検討しています。(令和4年11月企業団設立予定)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の長寿命化に向けた機能診断や点検等を行うとともに、処理人口推計や事業ニーズ等に基づき、今後の汚水処理に係る事業を展開します。 ○施設の適切な運営を図るため、経営戦略の見直しを行います。
ケーブルテレビ光ファイバー網	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の維持管理や多額の経費を要する設備更新・サービス内容等について、株式会社三次ケーブルビジョンと協議をしながら、計画的に進めていきます。
河川	<ul style="list-style-type: none"> ○河川構造物及び河道内の適切な管理を行います。

種別	基本方針
排水機場	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の長寿命化に向けた適切な点検・メンテナンスを実施し、施設の信頼性を高めるとともに、維持管理コストの縮減を図ります。 ○施設の信頼性を高めるため、計画的に施設設備の更新等に取り組みます。

第5章 計画の推進に向けて

5-1 情報の管理・共有の方策と取組体制

(1) 施設情報の一元管理

今後、公共施設等を適切に管理・運営していくために、公共施設等マネジメントを所管する部署において、施設情報の一元管理を進めます。公共施設等の状態（利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（維持管理・修繕・更新の履歴等）等の情報を一元管理し、継続的に施設の実態把握を可能とする仕組みをつくります。

また、企業会計的な要素を取り込んだ地方公会計の整備を着実に進め、固定資産台帳の整備とともに、発生主義・複式簿記の導入を図ります。これにより、減価償却費等を含む公共施設等の総コストや資産額を把握し、適切な資産管理への活用を行います。

(2) 全庁的な取組体制の構築

本計画を推進していくためには、計画の趣旨を周知するとともに、公共施設等を所管する各部署が本計画を踏まえ、個別の施設計画や長寿命化計画に沿って、着実に本計画の実現を図っていく必要があります。

本計画の着実な実施や進捗管理に当たっては、庁内での組織横断的な体制（推進本部）を確立し、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化、修繕及び点検診断等の実施における総合調整等、公共施設等マネジメントについて全庁的な調整・協議を行うとともに、計画の改訂や目標の見直しを行います。

また、職員一人ひとりが本計画の意義を十分理解し、共通認識をもって公共施設等マネジメントに取り組み、コスト縮減や市民サービス向上のための創意工夫を実践していくことが重要です。そのために、担当職員の専門的技術研修や、全職員を対象とした研修会等を通じて啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方やコスト意識の向上を図ります。

(3) 議会や市民との情報の共有

本計画の趣旨や内容について、議会や市民と情報共有し、公共施設に関する問題意識の共有化を図ります。また、公共施設の統廃合や有効活用について、指定管理者や施設利用団体等、市民から意見を聴取し、方向性の協議・調整を図ります。

(4) 公共施設の管理・運営体制

本市の公共施設においては、多くの施設で指定管理者制度による管理・運営が行われています。

今後も、住民サービスの向上や経費の節減を図るため、指定管理者制度のほかに、公共施設包括マネジメント[※]などの導入を検討します。

※公共施設包括マネジメント…公共施設の維持管理に係る委託業務について、複数業務化、複数年度化、性能規定などを行うことによる業務効率化やサービス向上を図る手法のこと。

5-2 計画のフォローアップ

今後、公共施設等のマネジメントを着実に実践していくため、下図に示すイメージのPDCAサイクル[※]による計画の進捗管理を行います。

進捗管理における評価結果等は、議会への報告やホームページ等で市民に情報公開するとともに、市民と問題意識を共有するため、施設に関する情報等を積極的に開示します。

また、評価結果等を活用し、必要に応じて計画の更なる改訂を行います。

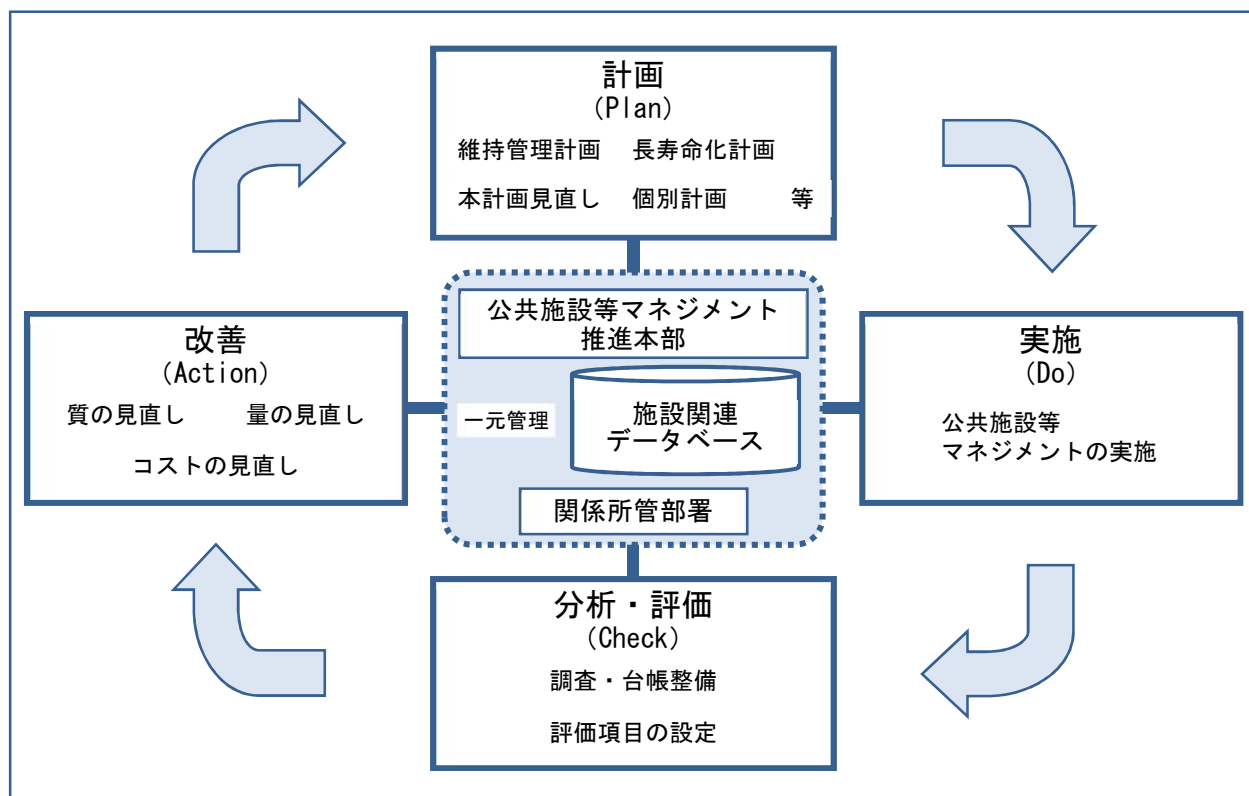


図 公共施設等総合管理のPDCAサイクルイメージ

※PDCAサイクル…事業や活動を継続的で円滑に進める手法の一つで、計画を立て (Plan)、実施し (Do)、事業の進捗状況等を評価し (Check)、改善する (Action) ことで次の計画に反映させていくといった、マネジメント・サイクルを確立する仕組みのこと。

5-3 計画のロードマップ

本計画は、本市の公共施設等をマネジメントする上での基本方針です。今後、施設ごとの対応方針を定める個別計画を策定する上での基本的な方向を示すものとなります。計画期間は平成28年度から令和17年度までの20年間です。

今後は、固定資産台帳との連携を図り、公共施設等に関する情報を蓄積するとともに、本計画の着実な推進に活用します。また、本計画及び個別計画に沿って、市民ニーズの把握や施設別の分析評価を行い、評価結果に基づき、施設の適正配置・管理形態の見直しを行います。

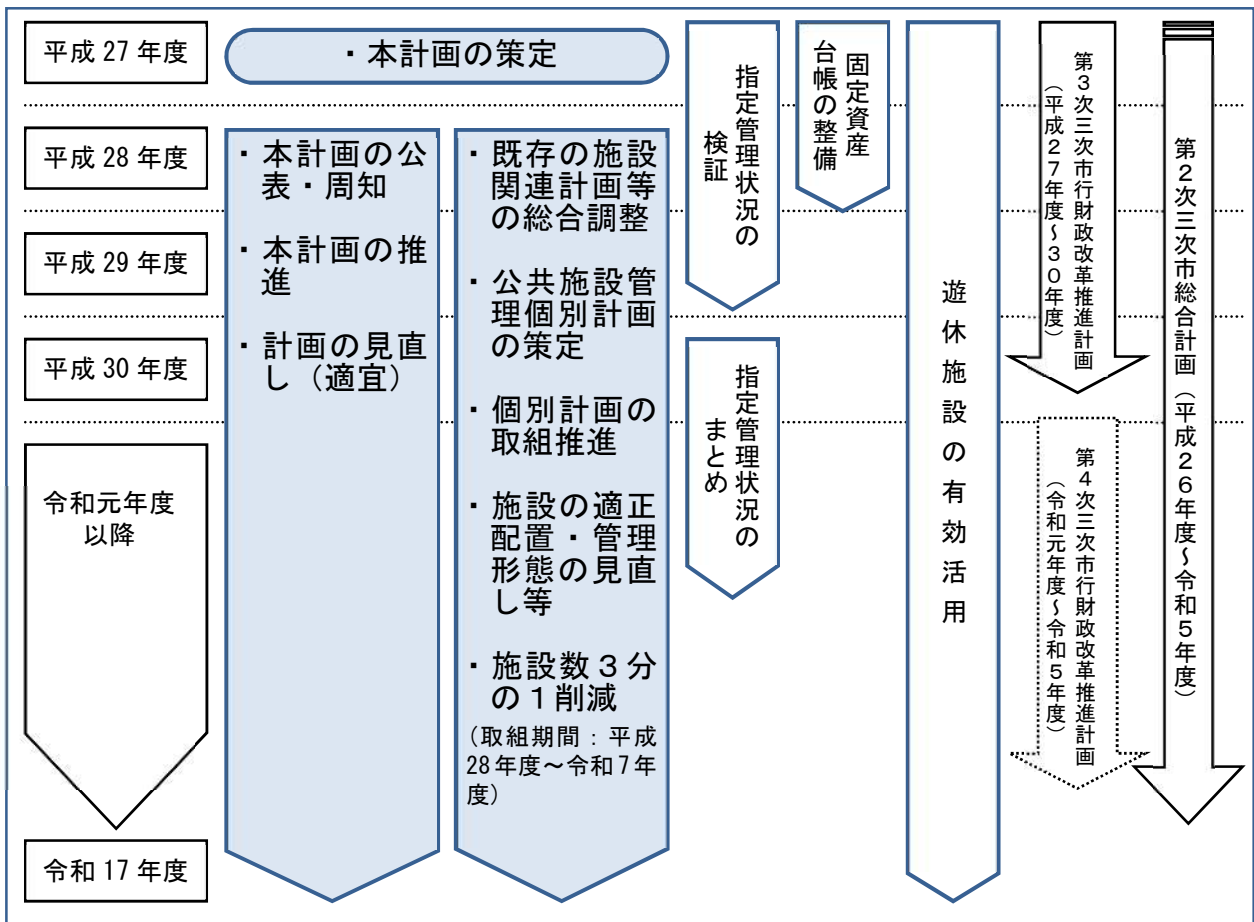


図 計画のロードマップイメージ